

# 【障害程度別該当事業一覧】

(○は概ね該当、△は一部該当)

① 障害種別	制度名 (この冊子内の主な制度を 表記しております。)	医療		福祉用具	住宅	生活	社会参加				手当									
		更生医療の支給	育成医療の支給	精神通院医療費の支給	重度心身障害者医療費の支給	補装具費の支給	日常生活用具の給付	ハートフル居宅改善整備	県営住宅の入居の優遇	避難行動要援護者登録制度	自動車改造費の補助	駐車禁止適用除外	福祉タクシー利用券の交付	自動車燃料券の交付	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	特別児童扶養手当	児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
身体障害者手帳	視覚障害者	1	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○			○	△	△	○	
		2	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○			○	△	△	△	
		3	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○			○				
		4	○	○		○	○	○	○	○	△					△				
		5	○	○		○	○													
		6	○	○		○	○									○	○			
	聴覚・平衡機能障害	2	○	○	△	○	○	○	○		△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
		3	○	○	△	○	○	○	○		△				○	○	○	△		
		4	○	○		○	○	○	○						○	○	△			
		5	○	○		○	○								○	○				
		6	○	○		○	○								○	○				
		音声・言語機能障害	3	○	○	△	○	○	○	○								○		
	4		○	○	△	○	○	○	○							△				
	肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)	1	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○			○	△	△	○	
		2	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○			○	△	△	△	
		3	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△	△			○	△	△		
		4	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△	△			△				
		5	○	○		○	○													
		6	○	○		○	○									○				
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、小腸、 肝臓、免疫機能障害	1	○	○	△	○	○	○	△		△	○	○			○	△	△	○	
2		○	○	△	○	○	○	△		△	○	○			○	△	△	△		
3		○	○	△	○	○	○	△		△					○	△	△			
4		○	○		○	○									○					
療育手帳	最重度(A)			△	○	○	○	○		○	○	○			○	△	△	○		
	重度(A)			△	○	○	○	○		○	○	○			○	△	△			
	中程度(B)			△			○								○					
	軽度(C)																			
精神障害者 保健福祉 手帳	1			○	△		○	△		○	○	○			△	△	△	△		
	2			○	△			○	△						△					
	3			○																
掲載ページ		18	18	18	19	24	24	31	31	34	38	39	40	41	41	46	46	46	46	
備考		医療内容・所得状況による	医療内容・所得状況による		65歳未満対象。	品目・障害程度等による	品目・障害程度等による			種別、障害内容、世帯状況による	所得制限あり。自ら運転する場合の改造に限る	身体障害の場合は、歩行困難な方	どちらかの交付を選択、肢体不自由3級の場合は下肢・体幹に限る。			18歳未満の障害児を扶養する保護者	保護者が障害を有する場合の保護者の障害の程度	国民年金1級相当の障害が重複する方	所得制限あり	

(注) この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

② 障 害 種 別  制 度 名 (この冊子内の主な制度を 表記しております。)		手当等		税金の控除・減免						公共料金等の割引																	
		重度 心身障害者 手当	障害 基礎 年金	障害 厚生 年金	心身 障害者 扶養共 済	所得 税の障 害者控 除	住民 税の障 害者控 除	相続 税の障 害者控 除	自動 車関係 税の減 免	軽自 動車税 (種別 割)の減 免	J R (鉄 道) 運賃	バス 運賃	国内 航空運 賃	タク シー運 賃	有料 道路通 行料金	N H K 放送受 信料の 免除	N T T 番号案 内の料 金減免	県営 住宅の 家賃軽 減	携 帯電 話料 金の割 引								
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害 者	1	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○								
		2	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○								
		3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○								
		4		△	○		○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○								
		5			△		○	○			○	○	○	○	○	△	△		○								
		6					○	○			○	○	○	○	○	△	△	○	○								
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	2	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○								
		3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○								
		4		△	○		○	○			○	○	○	○	○	△	△		○								
		5			△		○	○			○	○	○	○	○	△	△		○								
		6			△		○	○			○	○	○	○	○	△	△		○								
		音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	3		○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△			○							
	4			△	○		○	○			○	○	○	○	○	△			○								
	肢 体 不 自 由 (上肢・下肢・体幹)	1	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○								
		2	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○								
		3		△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	△			○								
		4		△	△		○	○	○	△	△	○	○	○	○	△			○								
		5					○	○	△	△	○	○	○	○	○	△			○								
		6					○	○	△	△	○	○	○	○	○	△			○								
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、小腸、 肝臓、免疫機能障害	1	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○									
	2	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○									
	3		△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○									
	4			△		○	○			○	○	○	○	○	△			○									
療育手帳	最 重 度 (A)	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○									
	重 度 A	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○									
	中 度 B	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○	○									
	軽 度 C				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○	○									
精神障害者 保健福祉 手帳	1	△	○	○	○	○	○	○	○		△				△	△	○	○									
	2		○	○	○	○	○	○	○		△				△		○	○									
	3		△	△	△	○	○	○	○		△				△		○	○									
掲載ページ		47	49	50	51	53	53	53	55	58	59	60	60	61	61	62	64	64									
備 考		65歳未満対象。所得制限あり。		精神障害等その他同程度の障害を有する方		精神障害等その他同程度の障害を有する方		障害程度により特別障害者控除あり		障害程度により特別障害者控除あり		障害程度により特別障害者控除あり		同一生計内1台に限る		各バス会社による		各航空運送事業者による		各タクシー事業者による		低所得世帯全額免除		世帯主かつ契約者半額免除		各携帯電話会社による	